

○ 違反自体が悪質・危険なもの例*

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

具体例

① 刑事手続によって処理される重大な違反 ⇒ 刑事手続

② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反 ⇒ 青切符の対象

①の例

酒酔い運転

酒気帯び運転



妨害運転



携帯電話使用等（交通の危険）



②の例

遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



携帯電話使用等（保持）



○ 違反態様（＝違反が招いた結果、違反の行われ方）が悪質・危険なもの例*

* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

具体例

③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき

⇒ 刑事手続

④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まったりしているとき

⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき

青切符
の対象

③の例

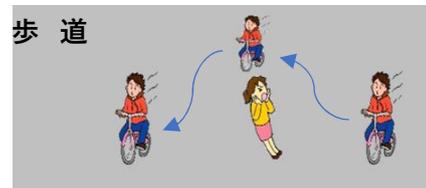
ハンドルから手を離して自転車を運転した結果、歩行者と衝突したとき



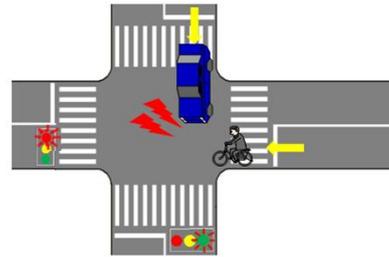
④の例

●違反により、歩行者が立ち止まったり、他の車両の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき

○スピードを出して歩道を通行したため、歩行者を立ち止まらせたとき



○信号無視で交差点に進入し、青信号で交差点に進入した車両に急ブレーキをかけさせたとき



●違反を同時に2つ以上行っており、事故の危険が高まっているとき

○2人乗りをしながら、赤信号を無視 ○傘を差しながら一時不停止

